

県税 第6号様式の3原符 440001 大分県取組金 十 公
振替口座 加 入 者 取りまよめ店 県庁内支店
01950-4-980003番 大分県税事務所 大分銀行

在(座)所又は氏名

税目	不動産取得税	課税年度
実績		年度
処理日		

本 税	円
小 計	円
延 滞 金	円
合 計	円

納 期 限

課税事務所

振取日付印

県税 十 領収済通知書 440001 大分県取組金 十 公
振替口座 加 入 者 取りまよめ店 県庁内支店
01950-4-980003番 大分県税事務所 大分銀行

記入用紙目録簿 氏名番号 枚数 実数 CD

税目	不動産取得税	課税年度
実績		年度
処理日		

小 計	円
延 滞 金	円
合 計	円

※各納期には、延滞金を記入した場合のみ記入してください。

納 期 限

課税事務所

振取日付印

県税 不動産取得税納税通知書・領収証書
振替口座 加 入 者 取りまよめ店 県庁内支店
01950-4-980003番 大分県税事務所 大分銀行

在(座)所
氏名又は名称

宛先番号	枝番	年度	期別	納 期 限
新加格				
価格	円			
控除額	円			
課 税	円			
標準額	円			
計	円			

取得物件種別 取得物件所在地

振取日付印

上記のとおり課税しますので、納付してください。
上記の金額を課税しました。
(納付にあたっては、金額をお確かめください。)

1 課税の処理
地方税法第76条の2及び大分県条例第26条の2の規定により課税
します。

2 納付(納入)場所
○全国の店舗で納付可能な金融機関
大分銀行、豊和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行
○大分県内の店舗のみで納付可能な金融機関等
西日本シティ銀行、伊予銀行、福岡銀行、福岡銀行、
豊後本庄銀行、北九州銀行、肥後銀行、宮崎銀行、
愛媛銀行、三井住友信託銀行、発祥銀行
九州労働金庫、三井住友信託銀行、発祥銀行
県内の各信用組合 (大分みらい、大分・日田)
大分県信用組合
大分県信用農業協同組合連合会
県内の各農業協同組合
大分県農業協同組合
○九州内のゆうちょ銀行、郵便局(沖縄県を除く)
○県税事務所(自動車税課課税課及ひかり課税課所を含む。)
なお、県外の方で上記納付(納入)場所が近くにない方は、最寄
りの金融機関にご相談してください。

3 延滞金の納付
納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期
限の日数に及び、税額(1,000円未満の端数は、繰り上げ)とし、又はその金額が
2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨て(る。)に年
14.6%(納期限の翌日から1日を経過する日までの期間については、年7.9%)
の割合(地方自治法第73条の2第1項に定める各年の延滞金特別加算率)
を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(延滞金額が1,000円未満のと
き、又は延滞金額に100円未満の端数があるときは、その金額又はその端数
金額を切り捨て(る。))を加算して納付しなければなりません。

4 審査請求等
この処分について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った
日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をす
ることが出来ます(審査請求書は、正副2通をなすべく大分県審査請求所を
経由して提出してください。)
なお、この処分についての審査請求に対する徴決があったことを知っ
た日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、現分の取
消しの請求を提起することが出来ます。ただし、次の場合には、審査請
求の徴決を経ることなく、処分の取消しの請求を提起することができま
す。
(1)審査請求があった日から3箇月を経過しても徴決がないとき。
(2)処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避ける
ため緊急の必要があるとき。
(3)その他徴決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 県税のホームページ
県税に関する情報は、大分県庁のホームページにも掲載しております
ので、ご利用ください。
<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>

表面

07 福岡	払込取扱票	公	払込料負担	金	加入者負担																		
019504	960003	大分県事務所	金額	備考	金額																		
加入者名			大分県事務所																				
ご依頼人			大分県事務所																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>収入区分</td> <td>税目</td> <td>事務所</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>課税標準</td> <td>税額</td> </tr> <tr> <td>納税期</td> <td>事務日</td> <td>払込事務所</td> </tr> </table>			収入区分	税目	事務所	税目	税		税率	課税標準	税額	納税期	事務日	払込事務所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td></td> </tr> </table>			税額		延滞金		合計額	
収入区分	税目	事務所																					
税目	税																						
税率	課税標準	税額																					
納税期	事務日	払込事務所																					
税額																							
延滞金																							
合計額																							
※ おところ (郵便番号)			様																				
※ おなまえ			日 附 印																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>019504</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>大分県事務所</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>千 百 十 万 千 百 十 円</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td>※ おなまえ 様</td> </tr> </table>			口座番号	019504	加入者名	大分県事務所	金額	千 百 十 万 千 百 十 円	ご依頼人	※ おなまえ 様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>備考</td> <td>日 附 印</td> </tr> </table>			備考	日 附 印								
口座番号	019504																						
加入者名	大分県事務所																						
金額	千 百 十 万 千 百 十 円																						
ご依頼人	※ おなまえ 様																						
備考	日 附 印																						

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでお出してください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょう銀行)(承認番号 福振公第1312号)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証 公

019504	960003	大分県事務所	金額	備考	金額																		
加入者名			大分県事務所																				
ご依頼人			大分県事務所																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>収入区分</td> <td>税目</td> <td>事務所</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>課税標準</td> <td>税額</td> </tr> <tr> <td>納税期</td> <td>事務日</td> <td>払込事務所</td> </tr> </table>			収入区分	税目	事務所	税目	税		税率	課税標準	税額	納税期	事務日	払込事務所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td></td> </tr> </table>			税額		延滞金		合計額	
収入区分	税目	事務所																					
税目	税																						
税率	課税標準	税額																					
納税期	事務日	払込事務所																					
税額																							
延滞金																							
合計額																							
※ おところ (郵便番号)			様																				
※ おなまえ			日 附 印																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>019504</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>大分県事務所</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>千 百 十 万 千 百 十 円</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td>※ おなまえ 様</td> </tr> </table>			口座番号	019504	加入者名	大分県事務所	金額	千 百 十 万 千 百 十 円	ご依頼人	※ おなまえ 様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>備考</td> <td>日 附 印</td> </tr> </table>			備考	日 附 印								
口座番号	019504																						
加入者名	大分県事務所																						
金額	千 百 十 万 千 百 十 円																						
ご依頼人	※ おなまえ 様																						
備考	日 附 印																						

裏面

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはつきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこころ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。

申告に必要な書類は、次の場所でご用意ください。

- 住宅・住宅用土地に係る不動産取得税申告書 …… 県税事務所・納税事務所
(大分県のホームページからダウンロードすることもできます。)
- 土地・建物の登記事項証明書 …………… 法務局
- 建物の表示登記申請書 …………… お手元にあります
- 住宅用家屋証明書 …………… お手元にあります
- 各階平面図等、住宅部分の床面積を明らかにする書類 …………… お手元にあります
- 賃貸契約書等、貸家の用に供されていることを証明できる書類 …………… お手元にあります
- 住民票 …………… 市役所・町村役場
- 新築未使用であることの申立書 …………… 宅建業者等
- 耐震基準適合証明書等の新耐震基準に適合していることを証明する書類 …………… 建築士・指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人

*お問い合わせ先(不動産の所在地を管轄する県税事務所)

県税事務所	所在地	電話番号	管轄区域
別府県税事務所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井 14-1	0977-67-8211	別府市、杵築市、国東市、 姫島村、日出町
大分県税事務所	〒870-0021 大分市府内町 3-10-1	097-506-5774	大分市、臼杵市、津久見市、 由布市、(*)佐伯市、 (※)竹田市、(※)豊後大野市
日田県税事務所	〒877-0004 日田市城町 1-1-10	0973-22-4175	日田市、九重町、玖珠町
中津県税事務所	〒871-0024 中津市中央町 1-5-16	0979-22-2920	中津市、豊後高田市、 宇佐市

(※)佐伯市、竹田市、豊後大野市の不動産を取得した場合は、以下の納税事務所でも受け付けができます。

- 大分県税事務所 佐伯納税事務所 …… 〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 (電話) 0972-22-3021
- 大分県税事務所 豊後大野納税事務所 …… 〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123 (電話) 0974-22-7501

不動産取得税の 軽減について

(令和2年度版)

- 住宅または住宅用土地を取得した場合、一定の条件を満たせば不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
- 軽減措置を受けるための要件と軽減の内容は、裏面に記載のとおりです。
- 軽減措置を受けるためには、申告書の提出が必要です。

軽減の要件と内容

裏面

住宅の軽減		住宅用土地の軽減		申告に必要な書類														
要件	内容	要件	内容	要件	内容													
<p>新築住宅(増改築・建売)</p> <p>次の条件を満たす住宅(以下「特例適用住宅」という。)</p> <p>床面積(増築の場合は増築後の総床面積)が50㎡以上(戸建以外の貸家住宅は40㎡以上)240㎡以下の住宅</p>	<p>1戸につき1,200万円を住宅の価格から控除</p> <p>※認定長期優良住宅を平成21年6月4日から令和4年3月31日までに取得した場合は1,300万円</p>	<p>次のいずれかに該当する住宅用土地</p> <p>①土地を取得して2年以内(注)に「特例適用住宅」が新築されたとき</p> <p>②「特例適用住宅」を新築して1年以内に土地を取得したとき</p> <p>③新築後1年以内に未使用の「特例適用住宅」と土地を取得したとき</p> <p>④土地を取得して1年以内に新築後1年超の自己居住の未使用の「特例適用住宅」を取得したとき</p> <p>⑤新築後1年超の自己居住の未使用の「特例適用住宅」を取得して1年以内に土地を取得したとき</p> <p>(注)平成11年4月1日から令和4年3月31日までに土地を取得した場合は3年以内(平成16年4月1日以後の取得で100戸以上の共同住宅用土地の取得の場合は4年以内)</p> <p>※②～⑤は、特例適用住宅の取得者と土地の取得者が同一であること</p>	<p>住宅用土地に係る税額から45,000円を減額</p> <p>※土地の価格等により45,000円を超える場合もあります。</p>	<p>(特例適用住宅の軽減)</p> <p>①住宅・住宅用土地に係る不動産取得税申告書</p> <p>②建売住宅の場合は、住宅用家屋証明書の写し、又は前所有者(宅建業者等)の新築未使用であることの申立書</p> <p>③併用住宅又は共同住宅の場合は、各階平面図等、住宅部分の床面積を明らかにする書類</p> <p>④戸建以外の貸家住宅で40㎡以上50㎡未満の場合は、賃貸契約書の写し等、貸家の用に供されることを証明できる書類</p> <p>(住宅用土地の軽減)</p> <p>①住宅・住宅用土地に係る不動産取得税申告書</p> <p>②建物の登記事項証明書又は表示登記申請書の写し</p> <p>③土地の取得者が住宅を新築した者と異なる場合は、土地の登記事項証明書(住宅の新築日以後に発行されたもの)</p> <p>④建売住宅の場合は、住宅用家屋証明書の写し、又は前所有者(宅建業者等)の新築未使用であることの申立書</p> <p>⑤併用住宅又は共同住宅の場合は、各階平面図等、住宅部分の床面積を明らかにする書類</p> <p>⑥戸建以外の貸家住宅で40㎡以上50㎡未満の場合は、賃貸契約書の写し等、貸家の用に供されることを証明できる書類</p>														
<p>中古住宅</p> <p>次の条件を満たす住宅(以下「耐震基準適合既存住宅」という。)</p> <p>①自己の居住の用に供する</p> <p>②床面積が50㎡以上240㎡以下</p> <p>③次の要件のいずれかに該当すること</p> <p>(ア)昭和57年1月1日以後に新築されたもの</p> <p>(イ)昭和56年以前に新築された住宅で、取得の日前2年以内に耐震診断を行い、新耐震基準(昭和56年6月施行)に適合していることが建築士等から証明されたもの</p>	<p>1戸につき次の額を住宅の価格から控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築された日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成9年4月1日以降</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>平成元年4月1日～平成9年3月31日</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>昭和60年7月1日～平成元年3月31日</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>昭和56年7月1日～昭和60年6月30日</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51年1月1日～昭和56年6月30日</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭和48年1月1日～昭和50年12月31日</td> <td>230万円</td> </tr> </tbody> </table>	新築された日	控除額	平成9年4月1日以降	1,200万円	平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円	昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円	昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円	昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350万円	昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	230万円	<p>次のいずれかに該当する住宅用土地</p> <p>①土地を取得して1年以内に「耐震基準適合既存住宅」を取得したとき</p> <p>②「耐震基準適合既存住宅」を取得して1年以内に土地を取得したとき</p> <p>※耐震基準適合既存住宅の取得者と土地の取得者が同一であること</p>	<p>住宅用土地に係る税額から45,000円を減額</p> <p>※土地の価格等により45,000円を超える場合もあります。</p>	<p>(耐震基準適合既存住宅及び住宅用土地の軽減)</p> <p>①住宅・住宅用土地に係る不動産取得税申告書</p> <p>②建物の登記事項証明書</p> <p>③登記記載住所と建物所在地が異なる場合は住民票</p> <p>④昭和56年以前に新築された住宅の場合は、次のいずれかの書類(取得の日前2年以内に、調査が終了し、評価され、又は保険契約が締結されたものに限り)</p> <p>(ア)耐震基準適合証明書</p> <p>(イ)住宅性能評価書の写し</p> <p>(ロ)既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</p>
新築された日	控除額																	
平成9年4月1日以降	1,200万円																	
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円																	
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円																	
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円																	
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350万円																	
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	230万円																	

※耐震基準適合既存住宅以外の既存住宅を取得し、取得した日から6月以内に、耐震改修を行い、新耐震基準に適合していることが建築士等から証明された場合の軽減措置については、京税事務所にお問い合わせください。

不動産取得税についてのお知らせ



おんせん県おおいた

不動産取得税とは

不動産（土地や家屋）を売買・贈与・交換・新築・増改築等で取得した場合に、取得した方に対して一度だけ課税される県の税金です。

不動産取得税の税額

不動産の価格（課税標準額）×税率＝税額

●不動産の価格

- ・実際の購入価格や建築工事費ではなく、原則として、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。家屋を建築（新築・増築等）した場合は、固定資産評価基準により決定した価格となります。
- ・宅地・宅地比準土地を令和3年3月31日までに取得した場合は、価格の2分の1が課税標準額となります。
- ・農地法第5条による転用許可を受けた農地については、固定資産評価基準により土地の価格を決定しますので、農地であっても、転用目的の用途（宅地等）に応じた価格となる場合があります。

●税率（平成20年4月1日～令和3年3月31日までの取得）

住 宅	住宅以外の家屋	土 地
3%	4%	3%

住宅関係の軽減について

※詳しくは別添「不動産取得税の軽減について」をご覧ください。

新築・増築・建売住宅取得の場合	既に住宅用軽減を行った額で通知しています。 (納税通知書の価格控除欄をご覧ください。)
住宅用土地・中古住宅の取得の場合	住宅用軽減を行う前の額で通知しています。 (事前に軽減手続きを行っている場合を除きます。)

その他の軽減について

※詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

住宅関係以外の土地や家屋の取得の場合	各種軽減を行う前の額で通知しています。 (事前に軽減手続きを行っている場合を除きます。)
--------------------	---

次のような場合も、不動産取得税の軽減を受けられます。

- 公共事業のため不動産が収用され、一定期間内にそれに代わると認められる不動産を取得した場合
- 土地区画整理事業により家屋が除去され、一定期間内にそれに代わると認められる不動産を取得した場合
- 譲渡担保契約に基づき不動産を取得した場合
- 親族間贈与をして、一定期間内に当該贈与取消により不動産を取得した場合
- 災害により不動産を滅失し、3年以内にそれに代わると認められる不動産を取得した場合

徴収の猶予について

※詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

次のような場合、不動産取得税の徴収猶予を受けられることがあります。

- 住宅用土地の軽減を受けたいが、まだ住宅が完成していない場合
 - ・住宅が完成するまでの間、土地の取得に係る不動産取得税の納税を猶予する制度があります。なお、猶予される税額は、その住宅が完成したものとみなして計算された減額の額に相当する税額分のみとなります。
 - ・徴収の猶予を受けるためには、建築確認申請書等の住宅が新築されることが確認できる書類が必要です。
- 農地等の一括贈与を受けた場合
 - ・税務署で贈与税の納税猶予を受けていても別途手続きが必要です。

その他の減額制度について

- 取得原因が「遺贈」の場合は、下記の(1)・(2)のいずれかの要件に該当すれば非課税になります。
 - (1) 包括遺贈（不動産を特定せず、遺産の全部又は一部を一括して与える遺贈）
 - (2) 被相続人から相続人への遺贈
 《必要書類》・不動産取得税申告書（県税事務所にあります。認印が必要です）
 - ・公正証書または遺言書
 - ・戸籍謄本（被相続人と相続人の続柄がわかるもの。包括遺贈の場合は不要）
- 取得原因が「財産分与」の場合は、下記の(1)・(2)・(3)全てに該当すれば軽減が受けられます。
 - (1) 婚姻期間中に有償取得した不動産であること
 - (2) 離婚による財産分与として取得したものであること
 - (3) 慰謝料や将来の扶養を目的としたものでないこと
 《必要書類》・不動産取得税申告書（県税事務所にあります。認印が必要です）
 - ・登記簿謄本、登記事項証明書等（不動産を婚姻期間中に取得したことがわかるもの）
 - ・戸籍謄本、除籍謄本等（婚姻日と離婚日がわかるもの）
 - ・判決書、審判書、調停調書、離婚協議書等

不動産取得税Q&A

Q1 新築した家屋で、不動産取得税と固定資産税の評価額が違うのはなぜですか。

A1 不動産取得税も固定資産税も、どちらも固定資産評価基準により評価し、家屋の価格を決定します。しかし、不動産取得税の価格は家屋が新築された時点の価格である一方、固定資産税の価格は家屋が新築された日以降の最初の1月1日現在の価格となります。このため、固定資産税の価格は、新築された日から最初の1月1日までの時間的経過を考慮して減価した価格となっており、不動産取得税の価格と異なります。

Q2 配偶者から不動産の贈与を受けましたが、配偶者控除が適用されたため贈与税は課税されませんでした。不動産取得税は課税されますか。

A2 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与で、一定の要件に該当すると、配偶者控除が適用され、贈与税（国税）が課税されない場合がありますが、不動産取得税には同様の制度がありませんので、課税されます。

Q3 親から贈与を受け、「相続時精算課税制度」を選択して贈与税が課税されなかった場合、不動産取得税はどうなりますか。

A3 相続時精算課税制度は、贈与を受ける場合に選択できる贈与税（国税）の制度の一つであり、不動産取得税には同様の制度はありませんので、贈与による取得として、不動産取得税は課税されます。

県外で納付される方へ

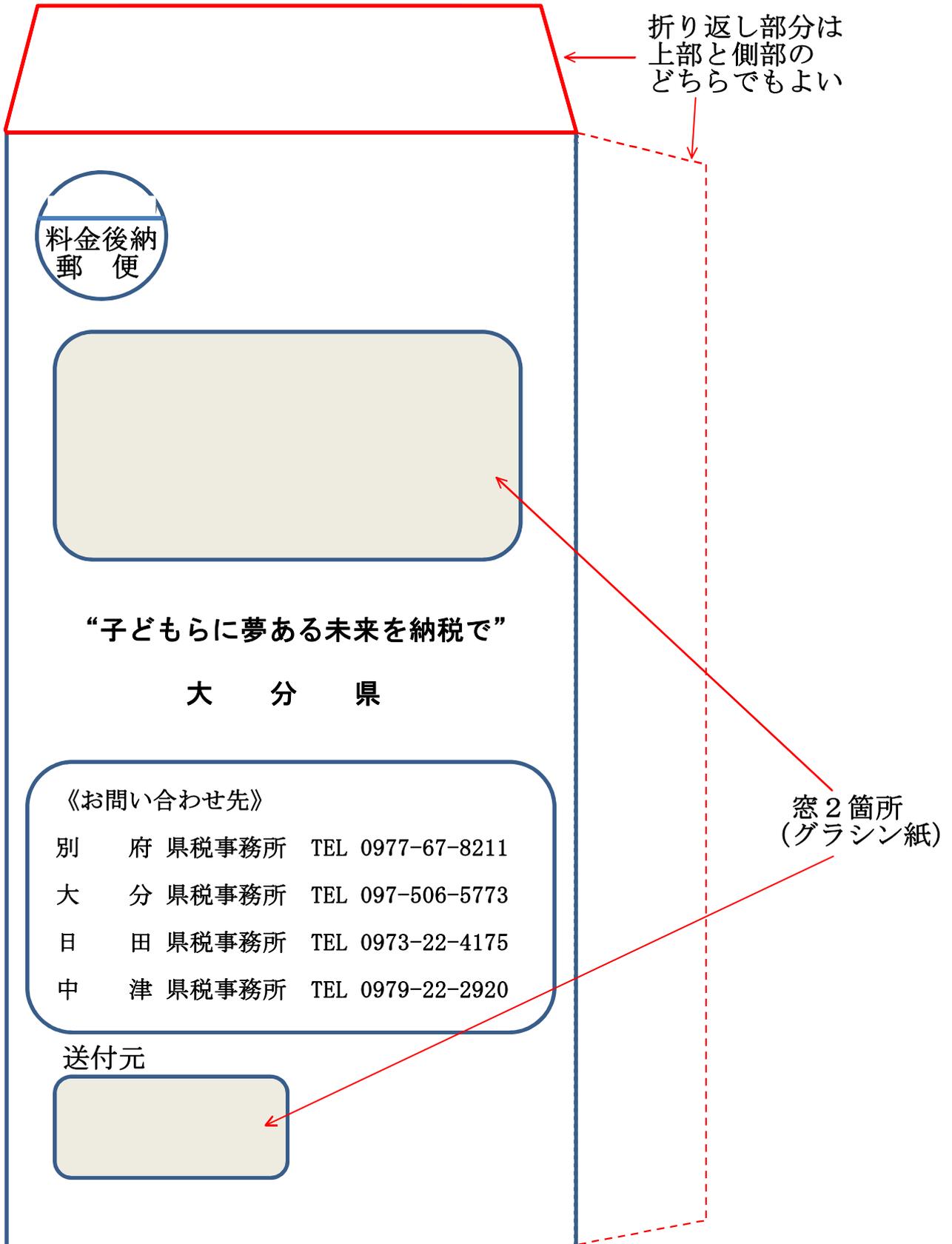
- ① 同封の納税通知書で不動産取得税を納付できる県外の金融機関は次のとおりです。

大分銀行	豊和銀行
みずほ銀行	三井住友銀行

 九州内（沖縄県を除く）のゆうちょ銀行・郵便局
- ② 左記の機関で納付できない場合は、次のいずれかの方法で納付をお願いします。
 - ア 同封の払込取扱票によりゆうちょ銀行で納付する。
 - イ 現金書留により送金する。
 送金先：〒870-0021 大分市府内町3-10-1 大分県税事務所

※②のアの方法で納付する場合は、同封の以下の払込取扱票をご利用ください。

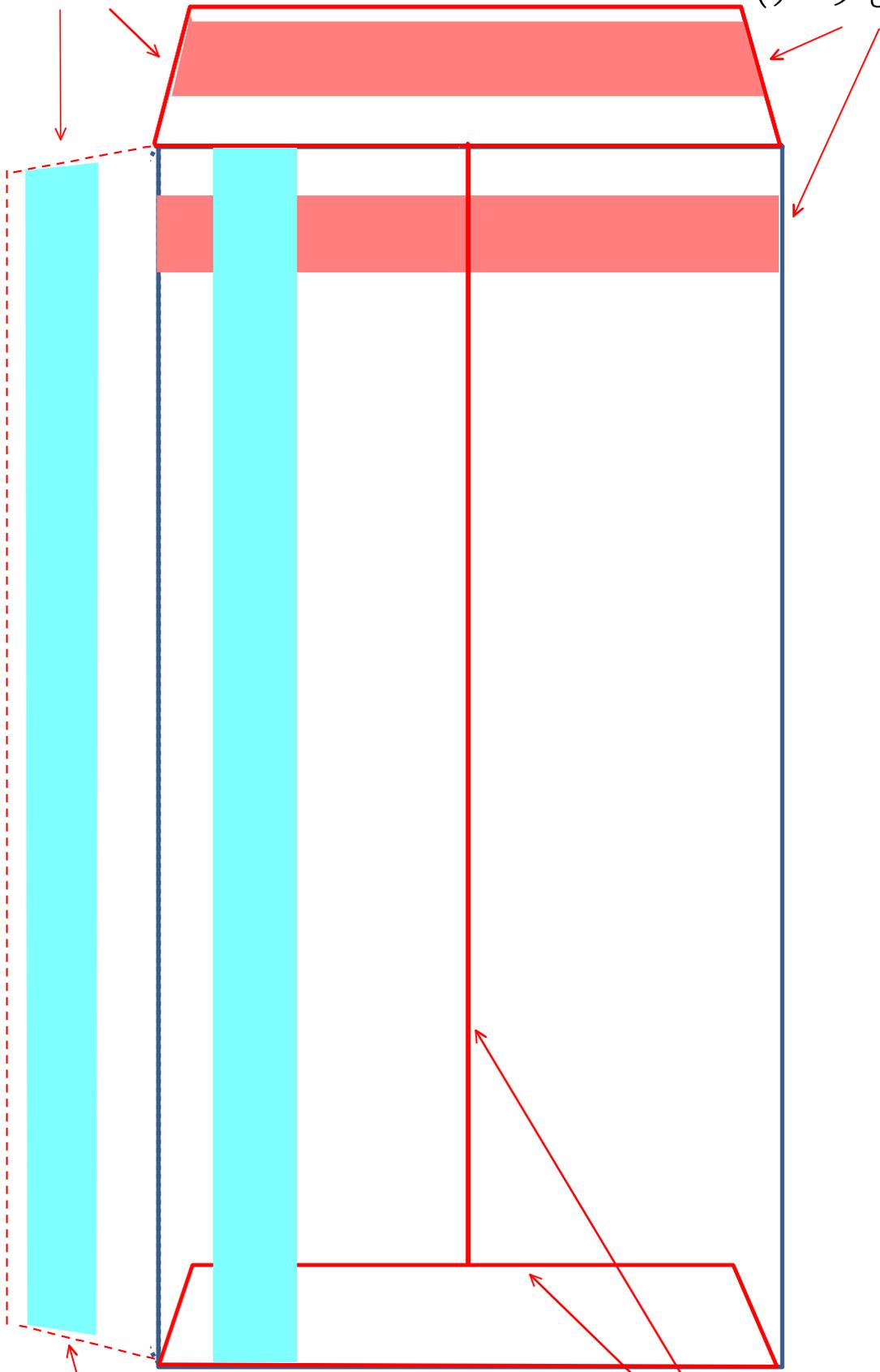
表面



裏面

折り返し部分は
上部と側部の
どちらでもよい

折り返しが上部の
場合のアラビア糊
(テープも可)



折り返しが側部の
場合のアラビア糊
(テープも可)

折り目の位置は
変更可